

第3次障がい者基本計画・第7期射水市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）素案のパブリック・コメント実施結果について

1 実施期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）

2 公表する計画（素案）

「第3次射水市障がい者基本計画【令和6～11年度】・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）【令和6～8年度】」

3 公表（閲覧）場所等

(1) 射水市ホームページ

(2) 窓口等での閲覧（6か所）

ア 市社会福祉課

イ 各地区センター（4か所）

ウ 中央図書館

4 寄せられたご意見等

(1) 意見の提出者数 17名

(2) 意見の件数 31件

5 ご意見の提出方法

窓口直接 17件

ファックス 1件

電子メール 13件

6 ご意見の概要・ご意見等に対する考え方  
別紙のとおり

第3次障がい者基本計画・第7期射水市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）素案のパブリック・コメント実施結果一覧

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
1	第1章 計画策定の趣旨と位置づけ 2(1)各計画の法的位置づけ (P2) 2(2)上位計画・関連計画等との関係 (P3)	障がい者基本計画が障害者基本法に基づいて策定されている背景や法令と条例との上位下位の関係を踏まえて、国、県、市の各計画の関係を、国→県→市となるように示した方がよい。 また、国連の取組が地域福祉計画と緊密な関係があることを明確にした方がよい。	ご意見を踏まえ、計画の根拠法と国・県・市の各計画の関係を表す図を追加します。	有
			計画とSDGsとの関係については、7ページの「基本理念」の中で位置づけています。	無
2	3(2)⑤成年後見制度 法人後見支援事業 (P58)	県内呉西6市で設置した呉西地区成年後見センターについて、呉西6市の構成市が分からない人もいますので、内訳を記載してはどうか。	「県内呉西6市」という文言について、より一般的な「県西部6市」に修正します。	有
3	第2章 計画の基本的な考え方 2基本目標5 安全・安心な生活環境の整備 (P8)	「まちづくりにおけるバリアフリー化をハードとソフト両面において推進する」という表現が分かりにくい。	下記のとおり表現を修正します。  【修正前】 <u>ハードとソフト両面において推進する</u> 【修正後】 <u>ハードとソフトの両面から取り組みを推進する</u>	有
4	2基本目標5 安全・安心な生活環境の整備 (P8)	「バリアフリー」という言葉は分かりにくいので、他の分かりやすい言葉に変えてはどうか。	資料編の用語説明の中でバリアフリーについて記載しています。 (97ページ)	無
5	第3章 障がい者基本計画 2基本目標 【現状と課題】 (P10) ほか	文中の「アンケート調査では」という部分に、該当するアンケートの結果が何ページに記載されているのかを示した方がよい。	文中におけるアンケート調査結果の該当ページの記載については、他の個別計画と同様に記載しないこととします。	無
6	2基本目標3 【主要施策】 ①インクルーシブ教育の推進 (P19)	スクールカウンセラーが常勤なのか、または非常勤の場合には、週に何回訪問があるのかを記載した方がよい。	資料編の用語説明の中に現時点でのスクールカウンセラーの配置状況について記載しています。 (96ページ)	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
7	2 基本目標 5 【主要施策】 ①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 (P26)	道路、公共施設、公共交通等のバリアフリー化とともに、心のバリアフリー化を加えた方がよい。	心のバリアフリー化につきましては、ゆずりあいパーキング利用証の普及啓発など、障がいに対する理解促進・啓発活動に取り組みながら進めてまいります。	無
8	2 基本目標 5 【主要施策】 ②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実 (P27)	災害時には、障がい者（児）とその家族が避難するための小規模な福祉避難所を地域に複数設置してほしい。また、それらの避難所に対して県や市から物資の補助があればよい。	福祉避難所は、避難・被災している要配慮者の人数やそれらの方々が置かれている状況等に加えて、施設側の受入れ体制等を総合的に勘案して開設することとしています。 いただいたご意見につきましては、事業を推進する上で今後の参考にします。	無
9	2 基本目標 5 【主要施策】 ②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実 (P27)	令和 6 年能登半島地震のあと、多くの方が災害時要援護者台帳の登録を希望されており、制度の周知と登録への働きかけが急がれる。 また、相談支援事業所が 24 時間・365 日の相談支援や緊急時の安否確認等の業務を行うために、携帯電話を維持できるように緊急体制強化のための事業の予算化を希望する。	災害時に情報の入手や自ら避難することが困難な方の円滑な避難を推進するため、避難行動要支援者支援制度の周知を図ってまいります。 いただいたご意見につきましては、事業を推進する上で今後の参考にします。	無
10	2 基本目標 6 【主要施策】 ①重層的支援体制の整備促進 (P28)	重層的支援体制についての説明が分かりにくい。 (類似意見 1 件)	重層的支援体制整備事業は令和 6 年度から実施予定となっており、具体的な支援体制や取組につきましては、今後、市のホームページや広報紙等により、周知を図ってまいります。	無
11	第 4 章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 1 (1)人口・世帯数・障がい者手帳所持者数 (P29)	市の人口、世帯数、障がい者手帳所持者数について、外国人の数を追記した方がよい。	障がい者福祉に関するニーズは、国籍による大きな差はないと考えることから、外国人の人数を記載しないこととします。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
12	1(1)人口・世帯数・障がい者手帳所持者数 (P29)	精神障がい者保健福祉手帳の所持者が増加し、身体障がい者手帳の所持者が減少している理由が気になった。	精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、精神障がいに対する社会の理解や当事者の認識が進んできたこと、様々な助成・支援制度の普及などにより、増加していると考えています。 また、身体障がい者手帳所持者の減少は、医療技術の進歩により、障がいの状態の改善が期待できる方が増えてきた状況を踏まえ、平成26年から身体障がい者手帳の再認定制度が導入されたことが、要因と考えています。	無
13	1(2)①等級等 (P30)	身体障がい者手帳の各等級の基準について、簡単な説明があると分かりやすい。	身体障がい者手帳の等級の基準は、国が定めた「身体障がい者程度等級表」において、障がいのある部位ごとに詳細に定められており、障がい者サービスガイドブックに記載しています	無
14	2(1)①福祉施設入所者の地域生活への移行 ■福祉施設から地域生活への移行の目標値 (P36)	目標値の「令和8年度末までの地域移行者数」に対する基準値が「令和4年度末の施設入所者数」となっているが、基準値は「令和4年度末の地域移行者数」にするべきではないか。	福祉施設から地域生活への移行の目標値については、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針」に基づき、基準値を「令和4年度末の施設入所者数」としています。	無
15	2(1)③地域生活支援の充実 (P37)	地域生活支援拠点事業等を早急に整備するべきではないか。 地域生活支援拠点事業等の整備に関する今後の取組について、曖昧な表現でしか示されていない箇所についても具体的な数値目標を示してはどうか。	ご意見の趣旨については、37ページの「③地域生活支援の充実」に含まれていると考えています。 また、同ページに地域生活支援拠点事業等の整備推進に向けた具体的な指標として、地域生活支援拠点の設置個所数やコーディネーターの配置人数の目標値を定めています。ご意見を踏まえながら計画を推進してまいります。	無
16	2(1)⑥相談支援体制の充実・強化等 (P41)	市内の相談支援事業所のまとめ役や相談支援専門員の相談先となる基幹相談支援センターの設置が必要である。 (類似意見1件)	ご意見の趣旨については41ページの「相談支援体制の充実・強化等」に含まれていると考えています。	無
17	2(1)⑥相談支援体制の充実・強化等 (P41)	障がいのある方の出生時から高齢期までのトータルサポート体制を作っていく上で、相談支援機能の強化はとても重要である。キッズポートいみずが中心となって児童発達支援センターの設置を希望する。	ご意見の趣旨については、圏域の児童発達支援センターと連携を図りながら、切れ目のない支援を提供してまいります。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
18	2(1)⑩障がい者総合支援協議会の機能強化 (P44)	射水市障がい者総合支援協議会に当事者の意見が反映されるよう、当事者部会を設置し、当事者の意見を聞く機会を設けるべき。	射水市障がい者総合支援協議会の委員として、障がい者団体や家族会の代表者にご参加いただき、当事者の視点からご意見をいただいています。また、障がい者団体と市長が語る会を開催し当事者の意見を聞く機会を設けています。	無
19	3(1)⑩訪問系サービス【行動援護】 (P47) 3(2)⑨移動支援事業 (P61)	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症になり、個別の外出支援へのニーズが高まっているので、「行動援護」や「移動支援事業」の計画見込量を増やすべき。	計画見込量については、これまでの利用実績と今後のニーズの増減見込みに加えて、サービスの供給量の見込みを総合的に勘案して算出しているものです。 引き続き、サービスの必要量の確保に努め、適切なサービスの利用につなげます。	無
20	3(2)①理解促進研修・啓発事業等 (P56ほか)	第7期計画見込量の欄に数値が示されておらず「有」とだけ記載されている事業においても、数値目標を設定するべき。	数値ではなく内容を重視し、事業の取組内容を具体的に記載しています。 記載は、県への報告様式に準じています。	無
21	3(2)⑨移動支援事業 (P61)	移動支援事業の利用を希望しても、市内にサービス提供できる事業所がなく、隣接する他市の事業所を利用しており、希望する時間に利用できない現状である。市内に移動支援を提供する事業所が必要である。 また、県外で認められている子ども(中学生)の利用を認めてほしい。	市内の事業所の開設に向けて、市内外の事業所に働きかけるとともに、引き続き、近隣市の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。 利用対象者の拡大につきましては、今後調査研究をしてみたいです。	無
22	3(3)③日中一時支援事業 (P63)	日中一時支援事業は平日以外に利用希望者が多く、そのニーズに対応できる事業所が少ない。サービス報酬に休日加算等があれば受入事業所も増えるのではないかと。(類似意見1件)	いただいたご意見につきましては、事業を推進する上で今後の参考にします。	無
23	3(4)①障がい児通所支援【放課後等デイサービス】 (P65)	重症心身障がい児を受け入れることができる放課後等デイサービスが市内に不足していると思う。	ご意見の趣旨については、40ページの「⑤障がい児支援の提供体制の整備等」に含まれていると考えております。 いただいたご意見を踏まえ、計画を推進してまいります。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
24	第5章 計画の推進 1 計画の推進体制 2 計画の公表と周知 (P68)	前回の計画においてもPDCAサイクルに基づき計画を推進していたが、今回の計画素案を見る限りでは、P(プラン)のみで終わっており、関係機関に情報が共有されず、D(実行)されないまま終わっていると感じる。 また、情報が欲しい人に十分に情報が届いておらず、情報発信・情報共有の方法に課題がある。計画の「概要版」の作成だけに留まらない、情報発信・共有の方法について計画の中に盛り込んだ方がよい。	計画の進行管理については、毎年、射水市障がい者総合支援協議会において計画の進捗状況を報告しており、その際に委員からいただいたご意見等を踏まえ、事業や計画の見直しに反映しています。 また、情報発信については、今回から新たな取組として、計画の要旨を分かりやすく取りまとめた計画の「概要版」を作成することから、「概要版」を市のホームページに掲載するとともに、出前講座などの様々な機会を活用してまいります。	無
25	資料1 アンケート調査について (1)障がい者アンケート結果概要 (P69ほか)	アンケート結果のグラフは、色分けだけではなく、パターンを使用した方が見やすくなると思う。	パターンを利用したグラフに見直します。	有
26	同上	「問5」、「問6」、「問7」、「問12」、「問15」、「問22」、「問24」、「問25」、「問27」、「問30」について、選択肢の中からの回答だったのか、自由記述だったのかを示した方がよい。	自由記述である問34について、追記します。 【修正後】 問34 差別を感じた具体的な内容(抜粋) ※問33で「ある」を回答した方 【自由記述】	有
27	同上	「その他」の意見についても、どのような内容があったのか記載した方がよい。	本計画とは別に取りまとめた「障がい者福祉に関するアンケート調査結果報告書」において記載してします。	無
28	同上	所持する障害者手帳の種類(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)ごとのアンケートの集計結果を記載してはどうか。	本計画とは別に取りまとめた「障がい者福祉に関するアンケート調査結果報告書」において記載してします。	無
29	同上	知的障がい者へのアンケートは、設問数を減らすことで回答者率が増えるのではないか。	次回計画策定時のアンケート調査の実施方法について検討してまいります。	無